○国土交通省告示第四百八十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第四項第五号及び第四十条の五第四項第五号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成二十七年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第四十条の四の二第四項第五号及び第四十条の五第四項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。

一　介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事

二　階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事

三　浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

イ　入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事

ロ　浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事

ハ　固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事

ニ　高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事

四　便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

イ　排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事

ロ　便器を座便式のものに取り替える工事

ハ　座便式の便器の座高を高くする工事

五　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

六　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）

七　出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

イ　開戸を引戸、折戸等に取り替える工事

ロ　開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事

ハ　戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事

八　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

附　則

この告示の規定は、特定受贈者（租税特別措置法第七十条の二第二項第一号又は第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者をいう。）が平成二十七年一月一日以後に同法第七十条の二第二項第五号又は第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。

○国土交通省告示第四百八十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第四項第六号及び第四十条の五第四項第六号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成二十七年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第40条の４の２第４項第６号及び第40条の５第４項第６号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替は、次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事（地域区分（エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第１号）別表第４に掲げる地域区分をいう。以下同じ。）が８地域の場合にあっては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事）とする。ただし、次のウからオまでに定める工事については、発泡プラスチック保温材（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A9511（発泡プラスチック保温材）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはＢ種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（日本工業規格A9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはＢ種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第１項に規定するフロン類をいう。）を用いた断熱材を用いない工事であること。

ア　窓の断熱性を高める工事（全ての居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。）の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表１－１－１に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。）

イ　窓の日射遮蔽性を高める工事（居室の外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域区分及び方位に応じ、施工後に新たに別表１－１－２に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。）

ウ　天井等の断熱性を高める工事（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井の断熱性を高める工事（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）附則５(1)に掲げる部分以外の部分（以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。）の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅にあっては熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表２に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表３に掲げる基準値以上となるものをいう。）

エ　壁の断熱性を高める工事（外気等に接する壁の断熱性を高める工事（断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表２に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表３に掲げる基準値以上となるもの（鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあっては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、地域、外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。以下同じ。）の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁（以下「一般部」という。以下同じ。）の断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）を貫通する金属製下地部材の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、別表４に掲げる基準値以上となるもの）をいう。）

オ　床等の断熱性を高める工事（外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。）の断熱性を高める工事（外周が外気等に接する土間床等の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表２に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表３に掲げる基準値以上となるものをいう。）